

平成29年12月18日

四国地方整備局

水資源機構

四国地方整備局と水資源機構は、 「災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定」 を締結

国土交通省四国地方整備局と独立行政法人水資源機構^{みずしげんきこう}は、今般、地震・大雨等の災害発生時に備えた危機管理体制を強化するため「災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定」を12月18日に締結しました。

この協定により、四国地方整備局が有する災害対策用機材等（排水ポンプ車、照明車等）と、水資源機構が有する災害対策用機材等（排水ポンプ車、可搬式浄水装置等）を相互に融通し、被害の拡大防止、被災施設の早期復旧等の災害対策を、より迅速かつ円滑に進めることが可能となります。

これらの取組により、危機的状況に対し、よりの確に対応していきます。

問合せ先

国土交通省 四国地方整備局 企画部 TEL 087-811-8310（直通）

防災課長 坂井 剛（内線：3411）

課長補佐 白川 豪人（内線：3412）

独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社吉野川本部 TEL 087-835-6600

調整役 宮内 茂行（内線：351）

1. 協定の目的

四国地方整備局管内において、地震・大雨等の自然災害及び予期できない災害が発生した場合に、被害の拡大防止、被災施設の早期復旧及び円滑な災害復旧活動に資するため、四国地方整備局と水資源機構は、災害対策用機材等の相互融通について協定を締結しました。

2. 協力内容

- ・ 災害時の災害対策用機材等の相互融通
- ・ 災害時の災害応急対応状況の情報共有
- ・ 災害時の情報連絡員（リエゾン）の相互派遣
- ・ 災害時の相互で実施した災害応急対応等状況の広報実施 等

相互融通する主な災害対策用機材等



排水ポンプ車



照明車

四国地方整備局



排水ポンプ車



可搬式浄水装置

水資源機構